

【お知らせ】

医療費通知（医療費のお知らせ）を活用した医療費控除の申告について

税制改正により当組合からお送りする医療費通知（医療費のお知らせ）を活用することができます。

当組合からお送りしている「医療費の通知」は、国の定める「医療費通知」の要件を満たし、医療費控除の申告に活用できますが、次の点にご注意ください。

○ 当組合では、「医療費通知」を年2回お送りしています。その区切りの期間は、

① 令和1年11月～令和2年6月診療分（令和2年11月送付）

② 令和2年7月～10月診療分（令和3年2月送付）

となっております。医療費控除の申告は暦年（1月～12月）ですので、当組合がお送りした医療費通知（医療費のお知らせ）だけでは下表のとおり、1年間（暦年）の医療費の状況を満たすことができません。

医療費通知（医療費のお知らせ）の通知期間と医療費控除確定申告期間の関係

	令和1年						令和2年													
診療月	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分		
送付月	平成31年2月送付			令和2年11月送付												令和3年2月送付			令和3年11月送付	
確定申告対象年	令和1年確定申告対象期間						令和2年確定申告対象の期間（1月～12月）													
令和2年確定申告							令和2年分確定申告に使用できる医療費通知書												※	×

※医療機関等の領収書を使用

- 令和2年分医療費控除申告の際には、今回お送りした「医療費通知」及び次回（令和3年2月）お送りする「医療費通知」並びに令和2年11月～12月診療分に係る医療機関等から発行された「領収書」をご使用ください。
- 他の道府県の医療機関での受診や「医療費通知」の医療機関名が空欄になっている部分の医療費については、医療機関から発行された「領収書」を添付し、ご使用ください。